

令和8年度 東京都北区定期監査（本庁等）結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和8年度定期監査（本庁等）の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和8年10月19日

東京都北区監査委員	佐	藤	明	充
同	西	村	泰	信
同	近	藤	光	則
同	大	沢	た	かし

別紙

令和8年度 定期監査（本庁等）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。

記

1 監査実施日及び対象課

対 象 部	監査委員 監査日	対 象 課
区長室	5月26日(火)	秘書課、しごと連携課
デジタル推進 担当部長	5月26日(火)	D X推進担当課長、情報システム担当課長
政策経営部	5月29日(金)	企画課、経営改革・公共施設再配置推進担当課長、財政課、 広報課、広聴担当課長、シティブランディング戦略課
総務部	6月2日(火)	総務課、職員課、キャリア形成・ウェルネス推進担当副参事、 多様性社会推進課
	6月4日(木)	契約管財課、営繕課、設備・保全担当副参事
新庁舎整備 担当部長	6月4日(木)	新庁舎整備担当課長
危機管理室	6月16日(火)	防災・危機管理課、災害対応力強化担当副参事、 生活安全担当課長、地域防災推進課
地域振興部	7月10日(金)	地域振興課、都市交流推進担当副参事、区民施設担当副参事、 大規模区民施設整備担当課長、 国際交流・多文化共生推進担当課長、スポーツ推進課
産業経済 文化部	7月14日(火)	産業振興課、観光振興担当副参事、文化施策推進課
区民部	7月16日(木)	戸籍住民課、区民生活支援金担当課長、国保年金課
	7月17日(金)	税務課、収納推進課
環境部	6月25日(木)	環境政策課、循環社会推進課、北区清掃事務所
福祉部	7月21日(火)	地域福祉課、大規模福祉施設整備担当副参事、 高齢福祉課、長寿支援課
	7月22日(水)	生活福祉課、北部地域保護担当課長、障害福祉課、 介護保険課、障害者福祉センター
健康部	7月24日(金)	健康政策課、保健サービス課、地域保健担当副参事

対 象 部	監査委員 監査日	対 象 課
北区保健所	7 月 24 日(金)	生活衛生課、保健予防課
子ども未来部	7 月 27 日(月)	子ども未来課、子ども家庭支援センター
	7 月 28 日(火)	子どもわくわく課、保育課
若者未来づくり 応援担当部長	7 月 27 日(月)	若者未来づくり応援担当課長
出産・子育て 支援担当部長	7 月 27 日(月)	出産・子育て支援担当課長
児童相談所開設 準備担当部長	7 月 27 日(月)	児童相談所開設準備担当課長
都市整備部	6 月 29 日(月)	都市計画課、交通事業担当課長、住宅課、建築課
まちづくり 推進部	6 月 26 日(金)	まちづくり推進課、王子駅周辺まちづくり担当課長、 王子駅北口周辺調整担当副参事、 十条駅・東十条駅周辺まちづくり担当課長、 赤羽駅周辺まちづくり担当課長
防災まちづくり 担当部長	6 月 26 日(金)	防災まちづくり担当課長
土木部	6 月 30 日(火)	土木政策課、事業用地担当課長、土木管理課、道路公園課、 公園魅力向上推進担当課長
会計管理室	6 月 9 日(火)	会計課
監査事務局	6 月 22 日(月)	監査事務局
選挙管理 委員会事務局	6 月 9 日(火)	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	6 月 9 日(火)	区議会事務局

教育振興部の監査委員監査については、令和 8 年 6 月 19 日に発生した滝野川第三小学校の火災により延期した。区において現在進めている安全管理体制の検証等を踏まえ、今年度中に実施する。

2 監査事項及び範囲

主として令和 7 年度における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為について監査を実施した。

また、今年度は、東京都北区物品管理規則第 27 条に規定する「重要備品」の管理を重点監査事項とし、東京都北区物品管理規則に則り、北区の財産である重要備品の「取得」、「処分」、「管理」が適正に行われているかを検証した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行及び管理運営が有効かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 指定管理者の事業報告書の点検は適正になされているか。
- (7) 服務及び給与の事務処理は適正に行われているか。

【重点監査事項に係る主な着眼点】

- (1) 重要備品の取得、処分の手続きは適正に行われているか。
- (2) 重要備品の管理は適切に行われているか。
- (3) 重要備品は有効に活用されているか。

4 監査結果

東京都北区監査基準にしたがい、財務事務や事務事業が公正かつ効率的に運営されているかどうかに着目し、監査を実施した。

その結果、各事務事業における予算の執行及び財産の管理等財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項、意見・検討事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

あわせて重点監査事項においても指摘事項、意見・検討事項があったので、同様に対処されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、所管課に対し口頭により注意した。

軽易な誤りであっても、改善がなされず放置することにより、今後の重大な不備に発展する恐れがあるため、適切に対応されたい。

(1) 指摘事項

- ① 区は、第1庁舎他3か所に飲料水メーカー4社と自動販売機の設置を用途とし、合計14.62㎡の区有の敷地の貸付を行い、区有財産貸付契約書（以下、「契約書」という。）を締結している。

契約書を確認したところ、貸付期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日となっており（契約書第4条）、貸付物件の貸付料は、区の発行する納入通知書により、対象期間中の貸付料を支払期限までに一括して支払うこととなっている。（契約書第5条第2項）

監査資料を確認したところ、令和7年度の貸付物件の貸付料は、令和7年6月30日までに支払うこととなっているが、区が納入通知書の発行を失念していたため、令和8年4月23日現在、貸付料6,591,576円が支払われていなかった。

区は、区有財産の貸付事務に適正を期されたい。

（総務課）

- ② 区は、桐ヶ丘やまぶき荘の施設の機能回復・向上、長寿命化を目的とした大規模改修工事の実施に向けて、「特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘大規模改修実設計業務委託」（契約日：令和6年5月24日、契約金額：52,646,858 円、履行期限：令和7年4月25日。以下、設計業務委託という。）を締結している。

その内容は、建築工事をはじめとする各種工事の設計や、現況調査、工事費概算書等の作成等を行うものである。

履行状況をみたところ、区は、設計等が進捗していないことを把握したため、令和7年2月に二度にわたり、履行期限までの業務完了を受託事業者に指示した。

その後、委託完了届の提出を受け、完了検査（同年5月2日）を行ったが、不備が多く合格に至らなかった。約7か月後の再検査（同年11月26日）でも未完の成果品があったため、修正を経て、令和8年2月9日によりやく委託完了に至っており、完了が履行期限から9か月以上、大幅に遅れたことは適切ではない。

区は、設計業務委託における進捗管理に万全を期すとともに、契約の適正な履行に向け、設計委託契約約款第23条で定める「委託期間の変更」等、適宜適切に必要な措置を講じられたい。

なお、区は、建築工事の予定価格の積算において、一部項目に入力誤りがあり、市場価格と乖離した単価になっていたことを公表した。これは、上記のとおり、設計業務委託の進捗管理が十分に行われていなかったことが一因と考えられる。

区は、予定価格の積算に誤りがあった事実を重く受け止め、再発防止に徹底を期されたい。

（営繕課）

- ③ 区は、桐ヶ丘やまぶき荘の施設の機能回復・向上、長寿命化を目的に、「特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘大規模改修工事」（契約日：令和7年12月23日、契約金額：1,725,900,000 円、工期：令和7年12月24日から令和9年3月30日まで）を締結している。

その入札経過を確認したところ、1回目の入札（令和7年8月20日実施）の不調を経て、2回目の入札（同年12月11日実施）で落札しているが、いずれの入札も、設計業務委託の完了（令和8年2月9日）前に行われている。

設計業務委託の成果品が区に提出され、工事費概算書等の積算資料について区が十分な確認を行ったうえで予定価格を設定し、入札すべきところ、受託事業者が作成すべき積算資料の一部を、区が補完して作成し、建築工事の入札を設計業務委託の完了前に実施したことは、適切とはいえない。

計画通りに工事を進め、事業に支障が生じないよう入札を急いだ事情があったとはいえ、区は、設計業務委託の遅れ等が生じた場合には、入札スケジュールの見直しを行うなど、適切な措置を講じられたい。

（営繕課）

- ④ 東京都北区会計事務規則では、誤払金又は過渡金の戻入は当該支出した経費について戻入し、誤納金又は過納金の戻出は当該収入した歳入から戻出しなければならないとされている。（第47条、第92条第1項）

監査資料を確認したところ、以下の通り、これらの規定と異なる事務処理が認められた。

区は、会計事務処理に適正を期されたい。

ア 国保年金課では、東京都から交付された国民健康保険保険基盤安定負担金を、同年度中に清算し 2,866,150 円を返還する際に、歳入科目から戻出せず、誤って歳出科目から支出していた。

イ 環境政策課では、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業において、助成金交付後に助成対象要件の不備が発覚したことにより、交付決定を取り消し、年度内に 300,000 円の返還を受ける際、返還金を歳出科目に戻入せず、新設した歳入科目で受け入れていた。

(国保年金課、環境政策課)

- ⑤ 区は、区立保育園 42 園のうち 17 園で社会福祉法人を指定管理者として管理運営を行っている。

区が指定期間中に支払う指定管理料の上限額は、それぞれの法人と締結している東京都北区立保育園の管理に関する協定書（以下、「基本協定書」という。）第 28 条第 2 項で規定されている。

桐ヶ丘及び滝野川西保育園の指定期間中の指定管理料合計額を見たところ、下表のとおり、基本協定書に定める指定管理料上限額を超えていた。

令和 8 年度分の指定管理料を定める年度協定書を法人と締結するにあたって、基本協定書に定める上限額の変更を行わなかったのは、適正でない。

表

(単位：千円)

保育園名 (法人名)	指定期間	基本協定書に定める 指定管理料上限額 (A)	R4 年度～R7 年度 指定管理料（実績額） (B)	R8 年度 指定管理料 (C)	指定管理料合計額 (B+C)
桐ヶ丘保育園 (社会福祉法人みわの会)	R4.4.1 ～ R9.3.31	1,239,435	969,074	295,942	1,265,016
滝野川西保育園 (社会福祉法人聖華)		1,201,082	948,299	299,793	1,248,092

(保育課)

- ⑥ 毎年度歳入歳出に属する調定額の通知及び支出命令書等の送付は、翌年度の 4 月 20 日までに行わなければならないとされている。(会計事務規則第 11 条)

令和 7 年度の処理状況について確認したところ、規則に定める期限以降に処理された調定額の通知は、区全体で 171 件 (345,243,590 円)、支出命令書等の送付は 329 件 (954,365,621 円) に上っている。

本件については、昨年度の定期監査においても指摘したところであるが、現行規定の遵守が実務上は困難なことから、区は、速やかに規則を改定されたい。

(会計課)

【重点監査事項】

- ⑦ 東京都北区物品管理規則第 30 条では、本来の用途に供することができず、他の用途に供する見込みのないと認められる物品については、あらかじめ会計管理者の承認を得て不用品に組替えなければならないとされている。

以下に掲げる重要備品を確認したところ、令和 7 年度以前に廃棄したにもかかわらず、不用品への組替えを行っていなかった。

このため、年度末現在の備品台帳から削除されず、決算書の現在高に誤りが認められた。

重要備品を始めとする備品の管理は、区民から負託されたものであることを強く認識し、区は、物品管理に適正を期されたい。

発電機（1 点）、自動給水分配装置（1 点）	（地域防災推進課）
フィルム変換装置（2 点）	（地域振興課）
エアコンディショナー（1 点）、ルームクーラー（1 点）	（子どもわくわく課）

(2) 意見・検討事項

- ① 区は、「北区基本計画 2024」（令和 6 年 3 月）において、『だれもが「わかりやすい」情報発信への取組』を掲げ、令和 7 年 3 月に公式ウェブサイトをリニューアルした。計画では、令和 10 年度までに年間の閲覧回数を 35,000,000 回に増加させるとしている。

令和 4 年度以降の閲覧回数をみると、毎年減少し、令和 7 年度の閲覧回数（15,915,666 回）は、令和 4 年度（25,157,470 回）と比較すると約 63%まで減少している。

所管課によると、検索サイトの AI 機能により、知りたい情報を得られてしまうため、公式ウェブサイトの閲覧に至らなくなっているとのことであったが、AI が要約する情報は、必ずしも正確・安全なものとはいえず、区民等が正しい情報を得られるよう公式ウェブサイトの閲覧回数の増加に取り組むことは、今後も重要である。

区は、AI では完結せず、定期的に閲覧をしたくなるような魅力ある情報発信に取組み、公式ウェブサイトの閲覧回数の増加を図られたい。

（広報課）

- ② 「北区多文化共生指針（令和 7 年改定版）」では、基本目標として「効果的な情報発信」を掲げ、行政・生活情報の多言語化を強化していくとしており、「定住する外国籍等区民は今後も増え、多言語化への需要がさらに増えることが見込まれ、引き続き主要な言語を中心とした多言語での情報提供等が必要」としている。

区の窓口などで転入者等に配付している冊子「北区くらしのガイド（令和 6 年度～7 年度版）」をみたところ、印刷コスト等を踏まえ、多言語版は制作していな

かった。また、同ガイドの PDF 版を公式ウェブサイトに掲載しているが、翻訳機能を使用しても、記載内容までは多言語化できない。

区の人口をみると、過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日）で 15,615 人増加したが、そのうち外国籍等区民が約 85% を占めており、地域生活で必要となる医療・福祉・子育て等の、区民生活に関わりの深い行政情報を多言語化する重要性が高まっている。

区は、現在及び将来の外国籍等区民が、母国語により身近に区の基本情報に触れられるよう北区くらしのガイドを多言語化し、より効果的な情報発信に努められたい。

（広報課）

- ③ 区は、若年層に向けて区の魅力等を効果的に発信し、認知度向上とファンを増やすために、令和 7 年 10 月にインスタグラム公式アカウント（以下、インスタグラムという。）を開設し（契約名：東京都北区インスタグラム公式アカウント運用等業務委託、契約金額 7,997,000 円）、写真や動画を用いた親しみ易い投稿を週 1 回程度の頻度で継続している。

公式ウェブサイトのトップページを確認したところ、インスタグラムよりも登録者数が少ない SNS（ユーチューブ等）のバナーはあるが、インスタグラムに誘導するバナー等はなく、区民等が公式ウェブサイトアクセスしても、その存在を知ることができない状況となっている。

これは、インスタグラムと公式ウェブサイトの所管が異なることによるが、インスタグラムの最新の投稿内容を、公式ウェブサイトのトップページにも表示させるなど、区は、部門を超えた効果的な情報発信を図られたい。

（シティブランディング戦略課、広報課）

- ④ 区は、「東京都北区地域防災計画」（令和 6 年 3 月改定）において、「令和 12 年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」との減災目標を設定し、「感震ブレーカー設置率 25%（区内全域）」を掲げ、感震ブレーカーの設置支援や普及啓発の促進等を積極的に行い、設置率を向上させるとしている。

感震ブレーカーの配布状況をみると、配布を開始した平成 29 年度から令和 7 年度までに、延焼危険性の高い不燃化特区を対象に累計 1,888 個を配付しているが、直近 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度）の配布数は、年平均で 36 個にとどまっている。所管課が把握する不燃化特区内の木造住宅数（平成 29 年度：10,207 戸）に対する配布率は、約 18.5% と、目標（区内全域の設置率）を下回っている。

国は「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」（令和 7 年 12 月）において、設置率が 20% から 100% まで上昇した場合には、焼失棟数は 72%

減少し、焼失棟数を大幅に削減できることを示しており、感震ブレイカーの一層の設置促進が望まれる。

区は、令和 7 年度以降、不燃化特区外にも配布対象を拡大しているが、改めて不燃化特区内の木造住宅への感震ブレイカーの設置を促進し、減災目標の達成に向け取組を加速されたい。

(防災・危機管理課)

- ⑤ 「北区公共施設等総合管理計画（令和 7 年 7 月改定）」では、「利用率・稼働率が低い施設等は、人口減少や区民ニーズの変化によって役割の終えた機能を省きながら、不要となった施設は廃止していくことも必要」としている。

北区セレモニーホールは、区民が通夜・葬儀を行うための施設として平成 6 年に開設し、平成 16 年度までは利用率が 8 割を超えていたが、以降、減少傾向が続き、令和 7 年度は 26.6%まで低下している。

昨年度の定期監査でも意見・検討として述べたが、家族葬の増加など、葬祭ニーズの変化に対応できず、利用が低迷し収入が伸びない一方で、物価高騰の影響や、施設の経年劣化などにより、施設の維持管理費は年々上昇しており、今後の施設運営について早急な見直しが求められる。

抜本的な管理運営手法の見直しなどの判断は、先送りせず迅速に行う必要があることから、区は、多死社会のピークにおいて火葬場・斎場の逼迫が懸念される「2040 年問題」も視野に入れ、期限を定めて、同ホールの今後の施設運営について早急に見直しを図られたい。

(地域振興課)

- ⑥ 区は、北区福祉資金として、災害、疾病、その他応急に必要なとする費用の調達が困難な方への応急小口資金など、生活の安定と生活意欲の増進を図るため、区独自の貸付制度を設けている。

貸付実績についてみたところ、下表のとおり、区が窓口となっている都制度の貸付実績は年間 20 件程度ある一方で、区制度は長年にわたり実績がない状況が継続しており、特に母子福祉応急小口資金については 17 年間にわたり実績がない。

所管課によると、区制度については月に数件程度の相談はあるが、審査に 1 か月程度を要することや、一部を除き保証人が必要であることなどにより、応急的な借入ニーズに対応することが難しいケースが多く、また、社会福祉協議会に類似の制度があることから、区の貸付制度の申請にまでは至っていないとのことであった。

区は、これまでの利用実績をふまえ、区の貸付制度のあり方について検討されたい。

表

制度名等		貸付件数
区制度	応急小口資金	平成 24 年度以降実績なし
	母子福祉応急小口資金	平成 22 年度以降実績なし
	女性福祉資金	平成 26 年度以降実績なし
都制度	東京都母子及び父子福祉資金	(直近 3 年間) 令和 5 年度：22 件 令和 6 年度：24 件 令和 7 年度：16 件

(生活福祉課)

- ⑦ 東京都北区みどりの条例は「区、区民及び事業者が一体となって地域の緑化の推進を図り、もって現在及び将来における区民の健康で快適な生活環境の確保に寄与する」ことを目的として、住民によるみどりの協定（第 17 条）及び事業所等とのみどりの協定（第 18 条）について規定している。

協定の実績について確認したところ、住民による協定（事業開始：平成 10 年度、協定期間：5 年）はこれまでに延べ 18 件、事業所等との協定（事業開始：平成元年度、協定期間：5 年）は 13 団体と締結されているが、令和 7 年度末時点においては住民による協定が 1 件認定されているのみである。事業所等との協定は平成 25 年度の締結以降実績がなく、条例に定める事業目的が十分に果たされていない状況となっている。

北区緑の基本計画 2020 では、区民や事業者等によるみどりの協定などにより、まちなかの緑化を促進し、良好な景観の形成を図るとしており、区は、条例の事業目的が十分に果たされるよう本制度のあり方について検討されたい。

(環境政策課)

- ⑧ 区は、区内のみどりの保護と育成を図るため、東京都北区みどりの基金を平成 5 年に設置している。（当初積立金 3 億円余）

基金の積立、取崩状況を確認したところ、平成 21 年度以降実績はなく、基金は活用されていなかった。

区は、今後のみどりの保護・育成策の方向性を踏まえ、基金のあり方について検討されたい。

(環境政策課)

- ⑨ 区では、子育て応援団事業の一環として、北区在住で満 1 歳を迎える子どもと保護者を児童館、児童室及び子どもセンターで毎月 1 回程度開催するお祝い会・

交流会に招き、みんなでお祝い輝きバースデー事業を実施している。

参加状況を確認したところ、お祝い会・交流会への参加率は、令和5年度以降、年々減少しており、令和7年度の参加率は、前年度から6.3ポイント少ない45.9%となっていた。

子どもや親同士の交流づくりのきっかけをつくるとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、地域で子育て支援することは重要であることから、多くの親子が参加できるよう、お祝い会・交流会の開催日数を増やすなど参加率向上の取組を検討されたい。

(子どもわくわく課)

- ⑩ 令和8年度末開設予定の児童相談所は、「仮称北区児童相談所等複合施設新築工事」（以下、「新築工事」という。）の3度に及ぶ入札不調により、令和10年7月に開設が延期された。

新築工事の入札経過を確認したところ、初回の入札（令和6年6月公告）は申込がなく中止となり、その後、令和7年6月までの3回の入札は、全て不調となっている。

区は不調の都度、事業者等からヒアリングを実施しているが、2回目の不調後には「コスト上昇に加えて施工難易度が高い」、「職人不足等により施工体制確保が困難」、「利益率が低い」、「民間大型案件が多いため新規案件は対応不可」などの厳しい意見が多く寄せられており、この段階で設計のやり直しなど、整備方針を抜本的に見直すことが可能であったと考える。

方針変更により、新築工事の修正設計業務「北区児童相談所等複合施設新築修正設計業務委託」（契約日：令和7年1月31日、契約金額：1,595万円）は不要となるとともに、電気、空気調和、給排水衛生設備工事を一時中止した後、契約解除したことにより生じた経費（1億4,559万円）の一部が圧縮可能であった。また、新築工事の入札手続を設備工事に先行していれば、設備工事の一時中止に伴う経費は避けられたと考えられる。

当初予定していた施設整備に支出済みの金額は、旧赤羽台東小学校解体工事費等を除き3億2千万円強に上り、令和12年まで児童相談所として使用する旧浮間さくら荘の改修工事費等も、開設延期に伴う追加経費となる見込みである。

また、令和8年度においては、開設準備に61名の職員が当たっており、そのうち39名は開設の遅れにより、東京都ほか7団体の児童相談業務に従事し、その人件費は区の負担となっている。

以上のとおり、入札不調が原因とはいえ、開設延期の影響は多大である。

今後も、新庁舎をはじめ、学校の改築・リノベーションなどの大規模工事が控えており、区は、今回の事態をふまえ、工事発注時期の見直し、事業者ヒアリングの強化など、様々な入札不調防止の取組を進める必要がある。

区は、改めて本件を今後の教訓として活かし、大規模工事において同様の事態が生じないよう不調対策を徹底するとともに、入札不調が続く場合には、継続の可否を適宜適切に見極め、事業を着実に進められたい。

(児童相談所開設準備担当課長、営繕課、契約管財課、職員課)

【重点監査事項】

- ⑪ 総務課所管の美術工芸品の青銅像（昭和 51 年寄贈）の保管状況を確認したところ、第二庁舎地下機械室横の倉庫内にビニール袋に収納されてはいたものの、倉庫上部の配管から紐で固定されていた。

また、地域振興課所管の絵画（昭和 57 年取得：取得価格 300 万円）を確認したところ、北とぴあ地下 1 階倉庫に紙箱に収納されてはいたものの、緩衝材を入れる等作品の保護はされておらず、壁面に他の作品とともに立てかけられていた。

いずれの美術工芸品も所管によれば、長期間に渡り活用機会がなく、今後の活用予定もないとのことだった。

取得の経緯等事情はあるものの、区は、温湿管理等美術工芸品の適切な管理に留意するとともに有効活用等について検討されたい。

(総務課、地域振興課)

- ⑫ 東京都北区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例第 2 条第 2 項では、電気炉、ガスクロマトグラフ等その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えることとされている。

北区保健所所在のガスクロマトグラフ（食品添加物の分析装置、昭和 62 年取得：価格 334 万円）を確認したところ、旧式で、現在は分析項目が変更されているため使用しておらず、高速液体クロマトグラフ（リース物品）で分析を行っていた。

必要がなくなった検査施設の設備については、東京都北区物品管理規則に定める不用品への組替え等を検討されたい。

合わせて、同条例で定める検査施設の設備の基準について、必要な機械及び器具が過不足なく規定されているかを点検し、適宜、見直しを図られたい。

(保健予防課)

- ⑬ 教育総合相談センター所管の車椅子用階段昇降機 4 台を確認したところ、長期間にわたり使用していなかった。

令和 7 年度までは、年 2 回の定期点検を行い、ベルトやバッテリーの交換等が必要とされたが、使用機会がないため交換等は行っていない。

令和 8 年度からは、必要に応じて点検を行うこととしたが、現状、使用希望があった場合でも、直ちに使用できる状態にない。

区は、東京都北区物品管理規則に基づき、車椅子用階段昇降機の有効活用等を検討されたい。

表

取得年	取得価格	設置場所
平成 20 年度	1, 216, 000 円	旧滝野川中学校 体育館
平成 21 年度	1, 113, 200 円	
平成 21 年度	1, 154, 000 円	
平成 22 年度	1, 360, 800 円	

(教育総合相談センター)

(3) 口頭注意事項

- ① 契約等に関する事項 12 件
- ② 会計（金銭・物品）に関する事項 4 件
- ③ 服務及び給与に関する事項 11 件